

放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和6～7年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ 2025」をとりまとめましたので通知します。

こ成環第312号
6文科教第1469号
令和6年12月27日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

こども家庭庁成育局長
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

「放課後児童対策パッケージ 2025」について（通知）

こども家庭庁と文部科学省では、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブの待機児童の早期解消等の放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付けこ成環第196号、5文科教第1398号こども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知の別紙）を策定し、対策を推進してきたところです。

本年5月1日現在の放課後児童クラブの登録児童数は151.9万人となり、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）にも掲げた目標値に近接しているところですが、待機児童は1.8万人と、前年に比べ増加しています。

登録児童数は過去最高となったものの、待機児童数が増加している状況下において、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、引き続き喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、待機児童対策の一層の強化と児童の居場所確保に向け充実を図り、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として「放

課後児童対策パッケージ 2025」を別紙のとおりとりまとめました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市区町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市区町村教育委員会に対して周知いただくようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

＜本件連絡先＞

【放課後児童クラブに関すること】

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

電話：03(6861)0303

【放課後子供教室、学校運営協議会に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室

電話：03(5253)4111 内線：2005

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：03(5253)4111 内線：4678

【公立学校施設の整備に係る補助及び活用（財産処分）に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

電話：03(5253)4111 内線：2464

放課後児童対策パッケージ 2025

令和 6 年 12 月

こども家庭庁・文部科学省

放課後のこどもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であり、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から喫緊の課題である。そのため、これまでこども家庭庁と文部科学省では、場や人材の確保等を通じた放課後児童クラブの受け皿整備や、多様な居場所づくり等の全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための取組を推進してきたところである。

特に、放課後児童クラブの受け皿整備については、累次の対策（※1）により、「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の観点から、各種補助事業等を通じて集中的に取り組んできたところである。その成果として、令和6年5月1日時点において、目標値である約152万人¹に近接する151.9万人に至ったものの、待機児童数は同年5月1日時点で1.8万人、10月1日時点で0.9万人となり、令和5年度に比べて増加が認められて（※2）いる。

※1 「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定。以下「新プラン」という。）、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月策定。以下「パッケージ2024」という。）。これらに基づき、こども家庭庁（令和4年度以前は厚生労働省）と文部科学省が連携し、放課後児童対策の一層の強化を図ってきた。

※2 待機児童数増の背景としては、近年、女性の就業率の上昇や、正規雇用化の進展、受け皿整備に伴う潜在的な需要の喚起等により、放課後児童クラブに対するニーズが当初の想定を上回って増大していることが考えられる。

こうした状況やパッケージ2024に基づく取組を進める中で浮かび上がってきた課題を踏まえて従来の取組の継続に加えて新たな取組を進めることとし、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、両省庁が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき内容について、以下のとおり、「放課後児童対策パッケージ2025」としてとりまとめた。

¹ 「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）においても、新プランによる受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を「加速化プラン」の期間中の早期に達成できるよう取り組むこととしている。

パッケージ 2025 における新規・拡充事項のポイント

（経緯と 3 つの課題）

パッケージ 2024 において掲げたとおり、待機児童が多く発生している自治体に対してヒアリングや助言等を重ねるとともに、当該自治体を含めた待機児童の発生状況の推移等を分析してきた。こうした現状確認・分析を通じて、以下の 3 つの課題が明らかとなった。

- 待機児童の発生状況について偏りが見られる。すなわち、長期休業期間前に多くの待機児童が発生すること（時期の偏り）、特に必要性が高い小学校 1 年生の待機児童が発生していること（学年の偏り）、待機児童は一部の自治体において特に発生していること（地域の偏り）である。こうした偏りを踏まえると、状況の違いに応じたきめ細かな対応が必要となる。
- 自治体において、補助事業を十分に活用できていない状況が見られる。国ではこれまで、待機児童縮減に向け、職員の処遇改善、職員配置に係る運営費補助、ICT 化の支援等、累次の事業を行ってきたところだが、自治体において必ずしもこうした事業の活用方法が理解されておらず、結果として補助事業の活用に至っていない例が散見される。このため、国が個別自治体の状況を詳細に把握した上で、活用できる補助メニューを案内する等の取組を更に進める必要がある。さらに、自治体の中には、待機児童の状況に鑑み、望ましい定員数を一時的に超過して児童を受け入れている状況が見られることから、安全対策のための定員管理について改めて整理する必要がある。
- 自治体内において、関係部局間・関係者間の連携に課題が見られることがある。福祉部局と教育部局間において適切に連携が図れるよう環境を整備することで、学校施設の一層の活用や放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進などの取組において、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携・協力を図っていくことが必要である。

（3 つの課題を踏まえた 6 つの対応策）

これらの 3 つの課題を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の推進の継続に加え、以下の取組の充実を図る（〔 〕 内は次頁以降の施策番号）。

- 1) **待機児童が年度前半に多く発生し、夏季休業期間以降には減少する傾向にあること、夏季休業期間のみの利用を希望する家庭が一定数あると想定されることを踏まえ、年度前半及び夏季休業期間中の開所支援のあり方を検討する。**〔1（1）4）①・②〕

- 2) 特に就学にあたっての保護者の不安が大きいと想定される**小学校新1年生の待機の解消**をまずは重点的に推進する。〔1(1)3〕
- 3) **待機児童数の多い自治体**が「場の確保」「人材の確保」を加速的に進めることができるよう、放課後児童クラブへの民間の新規参入支援や、大学等と連携した人材確保や若手と呼び込むインターンの実施、放課後児童クラブと同程度の預かりを行う事業の実施等の**モデル事業等を展開**する。〔1(1)1〕⑦〕〔1(1)2)③〕〔1(2)1)⑤〕
- 4) 「場の確保」「人材の確保」「利用調整(マッチング)」を支援する各種補助事業の活用状況に差があることから、支援情報をプッシュ型で届ける取組を継続するとともに、自治体の創意工夫の情報を共有することで自治体が取り組みやすくなるよう、待機児童が発生している自治体について、学年別や自治体独自の居場所事業を含めた他事業利用の状況等、**待機児童のより詳細な状況**や、各種補助事業の活用状況を含めた**取組状況**の詳細の公表を行う。〔1(1)3)①〕〔1(1)5)①〕
- 5) こどもの居場所の**安全確保**は最優先で取り組むべき事項であり、受け皿整備の推進や研修の実施等の徹底を図るとともに、待機児童解消のために緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策を検討する。〔1(1)4)③〕
- 6) 「場の確保」について、学校施設の徹底活用を一層促進するためには、福祉部局と教育委員会の連携が重要であることから、**運営委員会や総合教育会議**の活用を促進する。また、放課後児童クラブや放課後子供教室で学校施設を活用する際に**教師の負担を生じさせることのない管理運営の好事例**や、放課後子供教室と放課後児童クラブの**校内交流型等の好事例の共有**も進める。〔1(1)1)⑤〕〔2(1)①・②〕〔2(2)②〕

本パッケージを活用し、こども家庭庁と文部科学省とが連携し、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）における放課後の居場所の量的充足と「こどもまんなか」な放課後の実現を推進していく。これにより、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図る。

Ⅰ．放課後児童対策の具体的な内容について

(Ⅰ) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の推進に引き続き取り組むとともに、「時期的なニーズの変動等への対応」を進める。また、これらの各種支援策を、待機児童数の多い自治体に対して、それぞれの状況に応じて両省庁から積極的に紹介し、活用を助言する（プッシュ型支援）等、自治体へのきめ細かな支援に努める。

Ⅰ) 放課後児童クラブを開設する場の確保

場の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要がある。これまで安全・安心な場の確保として学校施設の活用を推し進めてきたところ、小学校 35 人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中で、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、学校敷地内のプレハブ施設の整備や、特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）も積極的に検討する必要がある。また並行して、学校外においても利活用できる空間の確保や施設整備も拡充して対応していく。

① 放課後児童クラブの施設整備に係る補助率の嵩上げ

待機児童が発生している自治体に対する施設整備費の嵩上げを継続する。あわせて、嵩上げ後の自治体負担分への更なる補助を実施し、待機児童対策を加速化する。（こども家庭庁：令和 6 年度補正予算²⁾

② 学校（校舎、敷地）内における放課後子供教室と連携する放課後児童クラブの整備推進

校内交流型³⁾を整備する場合（子ども・子育て支援施設整備交付金、子ども・子育て支援交付金）の補助基準額の嵩上げを継続して実施することで、引き続き学校内における放課後児童クラブの整備を促進する。（こども家庭庁）

③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進

学校敷地外で地域の子どもと共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合（子ども・子育て支援施設整備交付金）の補助基準額の引き上げを継続して実施し、学校内の校舎や敷地に余裕がない地域を含む学校外における放課後児童クラブの整備を推進する。

あわせて、「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を活用の上、市町村が放課後児童クラ

²⁾ 予算の表記については、令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度予算案における新規・拡充事業についてのみ記載している。

³⁾ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」としている。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これをパッケージ 2024 以降「校内交流型」と改めた。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

ブの設置等に向けた既存施設の空きスペースの確保支援等を行えるよう、積極的に周知する。

また、都市公園における放課後児童クラブの設置について、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、技術的基準に適合する場合については、占用許可を受けられることを周知する。（こども家庭庁）

④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進

放課後児童クラブの量的拡充を図るため、学校敷地内外のプレハブリース料への補助を継続するとともに、令和6年度に引き上げた民家・アパート等を使用する際の賃借料補助水準を維持し、受け皿整備の推進を図る。（こども家庭庁）

⑤ 学校施設の積極的な活用

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、学校内の特別教室や学校図書館等のタイムシェアや体育館や校庭等の有効活用、廃校施設の活用を図るとともに、学校における働き方改革の観点も踏まえ、教師の新たな負担とならないよう学校施設を活用する際の管理運営上の責任体制の明確化を促す。（こども家庭庁・文部科学省）

⑥ 保育所等の積極的な活用

保育所等における放課後児童クラブの実施に関して、余裕スペースにおけるタイムシェアの推進や施設を転用する際の財産処分手続の周知を行うとともに、こうした施設を活用する場合の放課後児童クラブの職員体制や専有面積等の基準上の解釈を周知する。（こども家庭庁）

⑦ 民間事業者による放課後児童クラブへの参入支援【新規】

待機児童が発生している都道府県（待機児童数 300 人以上）・市町村（同 100 人以上）が、待機児童を解消する目的で、新たに民間事業者による放課後児童クラブへの参入を促進する事業等について、事業経費の補助を行うことで、受け皿整備の推進を図り、待機児童対策を加速化する。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知【新規】

「スモールコンセッション」とは、廃校等の空き施設や自治体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な官民連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組の総称であり、放課後児童クラブの場の確保

方策において参考になると考えるため、国土交通省と連携し、周知を行う。(こども家庭庁)

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

人材の確保については、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、「こども・子育て支援加速化プラン」(以下、「加速化プラン」という。)に盛り込まれた常勤職員配置の改善等に引き続き取り組む。

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善

放課後児童クラブの安定的な運営を図るとともに、職員の安定的、継続的な関わりを促進する観点から、「加速化プラン」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員を複数配置する放課後児童クラブに対する補助を継続して実施する。(こども家庭庁)

② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善

放課後児童支援員等に対する各種処遇改善事業を継続し、放課後児童クラブにおける人材確保を支援する。具体的には、18時30分以降開所している放課後児童クラブにおける賃金改善の実施に対する費用補助(放課後児童支援員等処遇改善等事業)、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善の実施に対する費用補助(放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業)、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に対する費用補助(放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善))を実施するよう、あらゆる機会を通じて自治体に周知していく。(こども家庭庁)

③ 放課後児童クラブに従事する職員の確保支援【新規】

待機児童が発生している都道府県(待機児童数300人以上)・市町村(同100人以上)が、放課後児童クラブに従事する職員を確保するために、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組等に必要な経費の補助を行うことにより、自治体における人材確保を促進する。(こども家庭庁：令和6年度補正予算)

④ 平日夜間の人材確保支援【拡充】

放課後児童クラブを夜間にかけて開所する場合、人材を確保することが更に困難となることから、従来の長時間開所加算(平日分)の要件について見直しを行うとともに、財政支援を検討する。(こども家庭庁：令和7年度予算案)

⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援【拡充】

「保育人材等就職・交流支援事業」において、放課後児童支援員を対象とした取組も補助

の対象とすることや、「保育士・保育所支援センター設置運営事業」において、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とする際の加算を行うことを継続し、自治体における人材確保を促進する。

加えて、放課後児童支援員については、希望する就職にはつながりやすい一方で求職者が少ない現状を踏まえ、ハローワークと連携して潜在層の掘り起こし等を行う。具体的には、ハローワークにおけるセミナー就職説明会等の場において、保育士等とあわせて放課後児童支援員についてもその対象とする等、様々な機会を通じて採用機会の拡大を図る。（こども家庭庁）

⑥ ICT 化の推進による職員の業務負担軽減

放課後児童クラブ業務の ICT 化を推進するとともに、オンラインを活用した資質向上研修等を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、放課後児童支援員等の業務負担の軽減を図る。（こども家庭庁：令和 6 年度補正予算）

⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

放課後児童支援員等が育成支援に専念できるよう周辺業務を行う職員配置等を行う事業（放課後児童クラブ育成支援体制強化事業）を継続して実施し、この活用についてあらゆる機会を通じて自治体に周知していく。（こども家庭庁）

⑧ 放課後児童クラブ分野の DX 化による職員の業務負担軽減【新規】

放課後児童クラブ DX を推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費の補助を行うことにより、利用調整の円滑化による待機児童対策を推進するとともに、職員の業務負担軽減を図る。（こども家庭庁：令和 6 年度補正予算）

3) 適切な利用調整（マッチング）

適切な利用調整（マッチング）の面では、正確な待機児童の発生状況や放課後児童クラブの空き状況を適時に把握し、調整を行うことが求められる。また、地域の実情等に応じて、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎を行うことにより、空き定員を有効活用し、放課後にこどもが過ごす場を確保することも有効である。

マッチングに際しては、待機児童の状況をより詳細に把握した情報を活かし、まずは就学にあたっての保護者の不安が強いと想定される小学校新 1 年生への対応を行うなど、不安や就労と子育ての両立の壁がより高いと想定される層への対応に留意する。

① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表【一部新規】

待機児童数を適確に把握し、対策に反映していくため、令和7年5月1日時点及び10月1日時点の放課後児童クラブの実施状況に関する調査を継続して実施するとともに、利用ニーズの正確な把握のため、待機児童の具体的な状況（学年、放課後児童クラブ以外の居場所の有無）等を明らかにする。あわせて、待機児童については、国として定義を示しているところであるが、自治体に対して改めて定義を周知し、正確な待機児童の把握に努めるよう要請する。（こども家庭庁）

② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

「放課後児童クラブ利用調整支援事業」により、待機児童に対して、利用者のニーズに応じ、定員に余裕のある他の放課後児童クラブの利用をあっせんする。その際、定員に余裕のある放課後児童クラブへの送迎支援について、待機児童発生自治体に対する拡充策を令和7年度も維持することで、移動時の安全確保にも配慮しつつ、待機児童対策を推進する。（こども家庭庁）

加えて、地域の公共交通のり・デザイン実現会議とりまとめ（令和6年5月17日）⁴に基づき、「放課後児童クラブ送迎支援事業」の実施においては、地域の公共交通事業者等への送迎業務の委託が可能であることを自治体に対して引き続き周知する。（こども家庭庁）

また、移動時の安全確保に配慮するため、スクールバスの運行ルート上に放課後児童クラブや放課後子供教室の実施場所を設定することが考えられることを自治体に対して周知する。（文部科学省・こども家庭庁）

4）時期的なニーズの変動等への対応

① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

放課後児童クラブの年度前半の利用ニーズが高いことに対する支援として、放課後児童クラブが小学校の夏季休業期間中に事業所内において支援単位を増やす場合の既存の補助に加えて、事業所外の分室において、一時的に放課後児童クラブを実施する場合等に必要な運営費等の補助を行い、受け皿の量的拡充を図る。（こども家庭庁：令和7年度予算案）

② 年度前半の放課後児童クラブの開所支援のあり方の検討

年度前半から夏季休業期間のこどもが過ごす場の確保に係る自治体における独自の取組や、待機児童の状況について調査するとともに、その結果を踏まえ、年度前半の放課後児童クラブの開所支援のあり方を引き続き検討する。（こども家庭庁）

⁴ https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000366.html

③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討【新規】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)に基づき、1 支援の単位あたりの集団規模はおおむね 40 人以下が望ましいとしているところ、途中での入退所が想定されている放課後児童クラブの特性を踏まえ、補助金では 36～45 人の支援の単位への財政支援を厚くしている。待機児童が発生している状況下において、やむを得ない理由により、一時的に望ましい人数を超過した場合の考え方について整理する。その際には、利用実態を把握するとともに、よりこどもの安全確保対策に資する観点をもって検討する。(こども家庭庁)

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

① 待機児童が多数発生している自治体への支援【一部拡充】

待機児童が多数発生している自治体や放課後児童対策に課題を抱えている自治体に対しては、こども家庭庁・文部科学省からプッシュ型で、当該自治体の福祉部局・教育委員会双方への支援を行う。具体的には、両省庁の担当者がチームを組み、補助金等に関する情報提供や、学校施設活用等の学校との連携に関する助言等を行う⁵。(こども家庭庁・文部科学省)

また、待機児童が多数発生している自治体について、自治体間の情報共有を促進し取組の参考となるよう、待機児童の詳細な状況と合わせて、各種補助事業の活用状況等、待機児童対策の取組状況も公表する。(こども家庭庁)

② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

学校施設を活用して放課後児童クラブを実施するにあたっては、自治体における福祉部局と教育委員会の連携に加え、放課後児童クラブ関係者等(放課後子供教室を実施している場合には、地域学校協働活動推進員⁶等の放課後子供教室関係者を含む)と学校関係者の間で十分な連携・協力を図る必要がある。この点、放課後児童クラブ関係者等を学校運営協議会の委員に加えたり、学校運営協議会の議題を工夫したりするなど、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して情報や課題等を共有することが効果的であることから、そうした好事例を周知するなどして学校運営協議会制度の導入や積極的活用に向けた自治体の取組を推進する。(文部科学省)

⁵ 令和 6 年度は、待機児童が 100 人以上生じている自治体のうち、前年度よりも待機児童が大幅に増加したり、放課後児童クラブの定員充足率が低い等の状況にある計 17 自治体に訪問やオンラインによる助言等を実施し、あわせて文書によるフォローアップを計 15 自治体に対して実施している。

⁶ 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第 9 条の 7 の規定に基づき教育委員会が委嘱した者

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

全てのこどもにとって、放課後における安全・安心な居場所の確保は重要である。このため、これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進していく。あわせて、居場所におけるこどもへの支援等の質の向上に資する取組を多角的に行っていくほか、従事する職員やコーディネートする人材の確保に向けた支援を講ずる。

1) 多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進【一部拡充】

「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用して放課後子供教室を実施する場合には、校内交流型を中心として連携して実施すること、放課後児童クラブの児童も含めた全てのこどもたちの参加促進が図られるよう努めることを自治体に対して要請する。また、同事業における校内交流型・連携型に対するインセンティブ付与⁷を実施する。(文部科学省：令和7年度予算案)

放課後児童クラブについても校内交流型・連携型への支援を拡充していく。(こども家庭庁：再掲)

② こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月閣議決定)は、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものである。この趣旨は、放課後児童対策全体においても共有されるものであり、引き続き指針の趣旨を周知していく。(こども家庭庁・文部科学省)

あわせて、本指針に基づき、各自治体におけるニーズ把握や広報啓発等の支援を行うとともに、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)」や支援体制構築等を行うコーディネーター配置支援を行う。(こども家庭庁：令和6年度補正予算、令和7年度予算案)

また、地域学校協働活動と連携した居場所づくりの充実を図るため、当該コーディネーターと地域学校協働活動推進員等の連携を促進する。(こども家庭庁・文部科学省)

さらに、中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため、小規模の放課後児童の預かり事業と地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の居場所づくり(小規模多機能・放課

⁷ これまで校内交流型のみ、新規開設時の備品整備に関するインセンティブ付与を行ってきたところ、その拡充と併せ、新たに校内交流型以外の連携型の新規開設時における備品整備にも対象を拡大することとしている。

後児童支援事業）を推進する。（こども家庭庁）

加えて、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる自治体において、児童館・公民館等に専門スタッフを配置し、入退館管理等を行う事業（放課後居場所緊急対策事業）を継続する。また、長期休業中の待機児童対策としても同事業が活用可能であることを周知する。（こども家庭庁）

このほか、児童館に放課後児童クラブを併設するとともに、学校から児童館への直接来館（いわゆるランドセル来館）を推進するため、運営上の課題等を整理し、情報提供を行う。また、児童館における小学校高学年や中・高校生世代を対象とする遊びのプログラムの開発を継続し、小学校高学年を中心とした放課後児童クラブ退所後のこどもの居場所を確保する。さらに、児童館のもつ居場所機能に着目し、機能強化を図る児童館の施設整備費の補助率の嵩上げを継続する。これらにより、こどもの長期的・継続的な支援を行うことを目指す。（こども家庭庁）

③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）

学校施設の活用のみならず、放課後児童対策の改善・充実を図る上でも、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、関係者間の連携・協力を図ることが効果的である。このため、好事例の周知、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について豊富な知見を有するCSマイスターの派遣等により、学校運営協議会制度の導入や積極的活用に向けた自治体の取組を推進する。（文部科学省）

④ 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブや放課後子供教室において、障害のある児童が参加すること、虐待やいじめを受けた児童が来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童が多く来所することもあることから、自治体や放課後児童クラブに対して、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間の連携のほか、必要に応じ、専門機関・施設や要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を促す。（こども家庭庁・文部科学省）

特に、障害のある児童については、令和6年4月施行の改正児童福祉法において地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された児童発達支援センター等との連携強化を進める。あわせて、障害児通所支援と放課後児童クラブを併行利用することもがあることから、調査研究により機関連携等に関する実態を把握した上で、そのノウハウ等を周知する。また、日本語能力が十分でない児童に対しての育成支援を行うために必要とする翻訳機の購入や、翻訳等を行う育成支援の周辺業務を担当する職員配置に対して財政支援を行う。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【新規】

待機児童が50人以上発生している市町村において、待機児童に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消につなげる。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進

学校における働き方改革の一環として、学校の開門を登校時間の直前とするなど朝の時間帯の教師の業務負担軽減の取組が行われる中において、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯のこどもの居場所が課題となっていることを踏まえ、授業開始前に、校庭の開放や家庭科室を活用したこども食堂の実施等に取り組んでいる自治体や、児童が就学前までに通っていた保育所において朝の対応を行うことを検討している自治体もある。

朝の時間帯における学校施設の利用においても教師の新たな負担とならないよう管理運営上の責任体制に留意しつつ、自治体における独自の取組を支援するため、地域ボランティアの配置等にあたっては「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）」や「地域と学校の連携・協働体制構築事業」が活用可能であることや、取組の好事例を周知する。（こども家庭庁・文部科学省）

また、こうした問題には、柔軟な働き方の推進による対処も考えられることから、柔軟な働き方を取り入れている企業等の取組などが広く行われるよう、「こども・子育てに優しい社会づくり」を社会全体で推進する気運醸成に取り組む。（こども家庭庁）

⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

令和6年能登半島地震の被災地に対しては「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」において被災したこどもの居場所づくり支援を行ったところであるが、これまでの被災地におけるこどもの居場所づくりの事例等を踏まえ、発災前から備えておくことも視野に入れた、災害時におけるこどもの居場所づくりの手引きを作成する。（こども家庭庁）

また、令和6年能登半島地震の発災を受け実施している「被災地の子供への学習・体験活動の提供支援」に関して、被災地の実情を踏まえながら、一定の成果や課題を整理した上で、自立的・継続的に被災地のこどもが放課後等に多様な学習・体験機会を享受できる環境整備を推進する。（文部科学省）

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善（再掲）

② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）

③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動を充実するため、地域学校協働活動推進員等について「地域と学校の連携・協働体制構築事業」により、放課後児童対策などの地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援する。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりでこどもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わる NPO、民間教育事業者、スポーツ・文化芸術団体などの地域人材の参画を促進する。（文部科学省）

3) 質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実

放課後児童クラブ、放課後子供教室等の放課後児童対策関係者の合同研修を積極的に実施し、交流や連携を促進するよう自治体に対して依頼するとともに、当該研修実施費用の補助を継続する。またその際に、近年の事故発生事案等を踏まえた安全対策に係る研修を実施するよう要請する。（こども家庭庁・文部科学省）

また、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」においても、放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動の質の向上を図るため、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に対する研修を支援する。（文部科学省）

② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）に基づき、放課後児童クラブ運営指針に、児童間の性暴力への対応について盛り込む。これを実現していくため、放課後児童クラブの性被害防止対策に係る設備等支援を行う。また、放課後児童クラブにおける不適切な育成支援（施設職員による虐待等）の防止に向けた取組について更に検討する。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

放課後子供教室を含む地域学校協働活動についても、活動に際して地域ボランティアが複数で対応することの徹底や研修の充実など、各自治体における性被害等の防止に向けた取組を要請するとともに、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」の見直しを進める。（文部科学省）

③ 事故防止への取組

放課後児童クラブの活動中における重大事故等が相次いでいることを踏まえ、自治体や放課後児童クラブ等に対して、時宜に応じた注意喚起を行う。（こども家庭庁・文部科学省）
特に死亡等の深刻な事態が起こりうるプール活動時の留意事項等に関して、事業所における先行事例等を取りまとめた上で情報提供を行う。（こども家庭庁）

併せて自治体が実施する研修においても直近の事故事例等を踏まえた安全対策に係る研修を実施するよう要請する（再掲）。（こども家庭庁・文部科学省）

なお、放課後児童クラブについては、１支援の単位あたりの児童数の考え方について、事故防止の観点も踏まえた検討を行う（再掲）。（こども家庭庁）

④ 「はじめての１００か月の育ちビジョン」と連携した広報

「はじめての１００か月の育ちビジョン」（令和５年１２月閣議決定）は、幼保小接続の重要な時期を含め、全てのこどもの「はじめての１００か月」（母親の妊娠期～小１）の育ちを切れ目なく支えることを目指している。本ビジョンに基づき、地域の関係者が連携して幼児期から学童期にわたって育ちを保障していくことは、こどもが安心して放課後を過ごすことにもつながることから、ビジョンの趣旨を関係者に周知していくとともに、ビジョンを踏まえた教育・保育等の関係機関の連携による放課後児童対策の取組事例を国として紹介するなど、必要な広報を進める。（こども家庭庁）

⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正【新規】

近年の放課後児童クラブを取り巻く状況の変化や、各法令、「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を初めて改正し、令和７年度から施行する。あわせて、同指針解説書を改訂し、周知に努める。（こども家庭庁）

⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応【新規】

スマートフォンのアプリ等を介して、空いた時間に働くことができるいわゆる「スキマバイト」については、放課後児童支援員及び補助員が業務を行うにあたって、こどもとの安定的・継続的な関わりという観点から懸念があることを踏まえ、その活用についての考え方を整理し、周知する。（こども家庭庁）

２．放課後児童対策の推進体制について

（１）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施

新プランの推進のために設置された市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会につい

ては、放課後児童対策を検討する上で有効な協議の場であることから、今後も継続するよう要請する。（こども家庭庁・文部科学省）

② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところ、特に待機児童が発生するなど放課後児童対策の充実が喫緊の課題となっている自治体において、積極的に総合教育会議で取り上げるよう、関係会議等を通じて周知を図る。（文部科学省）

（２）国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施

市町村、都道府県における推進体制と連動し、国においてはこども家庭庁と文部科学省の密な連携が欠かせないことから、放課後児童対策に関する二省庁会議を継続して実施する。これにより、福祉部局と教育委員会の更なる連携を図るとともに新たな課題にも適時に対応していく。（こども家庭庁・文部科学省）

② 放課後児童対策の施策等の周知

関係する会議・フォーラム等あらゆる機会を通じて、本パッケージやこども家庭庁と文部科学省が連名で発出した通知⁸の内容について周知を行う。

また、両省庁が行っている施策をはじめ、放課後児童クラブの空き状況の見える化に取り組む事例やコミュニティ・スクールの仕組みを活用して放課後児童対策に取り組む事例、放課後児童クラブや放課後子供教室で学校施設を活用する際に教師の負担を生じさせることのない管理運営の事例、校内交流型の事例、福祉部局と教育委員会が連携している工夫事例など、自治体の先駆的な取組を収集し、事例集としてまとめ、活用可能な支援策とともにウェブサイトに掲載する。（こども家庭庁・文部科学省、一部再掲）

3. その他留意事項について

（１）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

今後更に放課後児童対策を充実させていく観点から、以下の目標や指標に基づく取組状況について、国として継続的にフォローアップを行い、施策の進捗管理を行う。

① 放課後児童クラブの整備

⁸ 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」（令和5年8月31日付け こ成環第125号・5教地推第71号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日付け こ成環第116号・5教地推第179号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知）

目標：「こども未来戦略」に掲げているとおり、約 152 万人分の受け皿整備を着実に進め、できる限り早期に待機児童の解消を図る。なお、整備量については、待機児童の発生状況に合わせて、整備目標達成後も必要な定員の確保が図られるよう、引き続き注視していく。

指標：放課後児童クラブの整備量

② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携

目標：親の就労状況に関わらず、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進することとし、同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子供教室が実施されている場合は、両事業の参加児童が交流できるよう、できる限り早期に全てを連携型とする。

指標：同一小学校区内で放課後子供教室が実施されている放課後児童クラブの数
うち、放課後子供教室と連携している放課後児童クラブの数（連携型の数）
うち、同一小学校区内等で実施している放課後児童クラブの数（連携型のうち校内交流型の数）

③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備

目標：こどもの安全・安心な居場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用を引き続き推進することとし、新規開設（学校外からの移転を含む。以下同じ。）する放課後児童クラブの所管部局が学校施設の活用を求める場合には、総合教育会議を活用するなどして調整を図り、できる限り早期に全て学校施設が活用できるようにする。

指標：学校内の放課後児童クラブの割合

当該年度に新規開設した放課後児童クラブのうち、学校内に整備された割合
当該年度の新規開設にあたり所管部局が学校施設の活用を求めた支援の単位数
うち、学校内に整備された支援の単位数⁹

（２）子ども・子育て支援事業計画との連動について

子ども・子育て支援法における都道府県・市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。都道府県・市町村こども計画との一体的に策定されるものを含む。）において、新プランにおいて示してきた内容について引き続き盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができると考えられる。

⁹ パッケージ 2024 において、「当該年度の新規開設にあたり所管部局が学校施設の活用を求めた放課後児童クラブの数」及び「うち、学校内に整備された放課後児童クラブの数」をフォローアップすることとしていたところ、自治体の把握状況がそれぞれの「支援の単位」としているところが多いため、指標としては「支援の単位」と変更する。

特に令和7年度を始期とする第3期市町村事業計画における放課後児童クラブの量の見込みについては、校内交流型や連携型の記載について整理を行った上で、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』（第三期手引き）を周知しており、市町村において必要な量を適切に見込んだ上で、計画的に確保するよう促す。

（３）こども・子育て当事者の意見反映について

こども基本法に規定されているとおり、他のこども施策同様に放課後児童対策に関しても、自治体において、利用するこどもや子育て当事者の意見を聴取し、反映するよう検討していくことが求められる。これにあわせて「放課後児童クラブ運営指針」の改正及び「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」の見直しを進める（一部再掲）。